

11/25
吉雄

いまだも高まる国民健康保険料・税の問題で、国が自治体に大幅・連続値上げを迫る「圧力」を強めています。厚生労働省は、国保料の値上げを抑えたり、引き下げるなりするため一般会計から国保特別会計に独自に公費繰り入れを行う市区町村に対し、国からの予算を減らすペナルティー措置を2020年度から導入する方針です。高額負担に苦しむ住民生活を無視した、公費削減めざきの姿勢を露骨に示したものです。

国が国保料値上げ圧力

ペナルティーで自治体を誘導

ペナルティー措置を新たに設けるのは、国です。保の「保険者努力支援制度」により国が出す交付金です。国保財政の運営責任を市区町村から都道府県に移し、金を増やす仕組みで大幅・連続値上げを迫る仕掛け=「国保の都道府県化」に合わせ、18年度に創設されました。市区町村分と都道府県分とでそれぞれ年

盛り込んでおり、繰入金の削減による国保料値上げを誘導しかねないことが問題になつてきました。20年度はさらに、支

援制度の「配定のメリハリを強化」します。市区町村にも、公費繰り入れは「自治体の判断」でできると用意するが、削減・

加入者の大半を占める非正規雇用・低所得の労働者や年金生活の高齢者は耐えがたい高額負担を強いられているのが現状です。大幅・連続値上げとなれば、住民の命と健康、暮らしをいつそう脅かすことになります。

国保料の高騰が止まらなくなつたのは、国が国庫負担金を減らし続けてきたのが原因です。国保料の抜本的引き下げのため、全国知事会など地方3団体が求めてきた国庫負担金の増額にかじを切ることこそが国の責任です。

地方自治体を生活守る防波堤に

市区町村が国保料・税の独自減るために行う公費繰り入れにペナルティー措置が導入されても、厚労省が国会答弁してきたように、公費繰り入れが「自治体の判断」であることは変わりません。さらに、厚労省は、国保料負担を全面的に抑える公費繰り入れ金は「赤字」だとして「削減・解消」を迫る一方、自治体が条例を通じて行う、被災者、子ども、生活困窮者などの国保料の独自減免に充てる公費繰り入れ金は「赤字」に分類せず、20年度以後もペナルティーの対象外としていく方針です。この間、各地でこの「赤字にならない繰り入れ金」(決算補てん等目的以外の織入金)を活用した取り組みが広がっています。